

# 発達障害者支援法の一部を改正する法律 概要

- 障害者をめぐる国内外の動向…障害者権利条約の署名(平成19年)・批准(平成26年)障害者基本法の改正(平成23年)等
- 発達障害者支援法の施行の状況…平成17年の施行後、約10年が経過



発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正

## 第1 総則

- (1) 目的(第1条)  
切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的に規定
- (2) 発達障害者の定義(第2条)  
発達障害がある者であって発達障害及び「社会的障壁」により日常生活・社会生活に制限を受けるもの  
※ 社会的障壁：発達障害がある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- (3) 基本理念(第2条の2)  
発達障害者の支援は  
①社会参加の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない  
②社会的障壁の除去に資する  
③個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う
- (4) 国及び地方公共団体の責務(第3条)  
相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備
- (5) 国民の責務(第4条)  
個々の発達障害者の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努める

## 第2 発達障害者の支援のための施策

- (1) 発達障害の疑いがある場合の支援(第5条)  
発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言
- (2) 教育(第8条)  
発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮  
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進
- (3) 情報の共有の促進(第9条の2)  
個人情報保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のため必要な措置を講じる
- (4) 就労の支援(第10条)  
主体に国を規定、就労定着の支援を規定、事業主は雇用の確保、雇用の安定に努める
- (5) 地域での生活支援(第11条)  
性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた地域での生活支援
- (6) 権利利益の擁護(第12条)  
差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策推進、成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるようにすること
- (7) 司法手続における配慮(第12条の2)  
司法手続において個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮
- (8) 発達障害者の家族等への支援(第13条)  
家族その他の関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等

## 第3 発達障害者支援センター等

- (1) センター等による支援に関する配慮(第14条)  
センター等の業務を行うに当たり、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮
- (2) 発達障害者支援地域協議会(第19条の2)  
支援体制の課題共有・連携緊密化・体制整備協議のため都道府県・指定都市に設置

## 第4 補則

- (1) 国民に対する普及及び啓発(第21条)  
学校、地域、家庭、職域等を通じた啓発活動
- (2) 専門的知識を有する人材の確保等(第23条)  
専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るため、個々の発達障害者の特性等に関する理解を深めるための研修等を実施
- (3) 調査研究(第24条)  
性別、年齢等を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明等に関する調査研究

## 第5 その他

- (1) 施行期日(附則第1項)  
公布日から3月内の政令で定める日
- (2) 検討(附則第2項)  
国際的動向等を勘案し、知的発達に疑いがある者等について実態調査を行い、支援の在り方について検討等

# 発達障害者支援法の改正内容の概要(1)

## 目的・基本理念（1条、2条の2）

- 【個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるように】(新)発達障害の早期発見と発達支援を行い、【支援が切れ目なく行われる】(新)ことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにする。
- 発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、【障害の有無によって分け隔てられることなく(社会的障壁の除去)】(新)、【相互に人格と個性を尊重(意思決定の支援に配慮)しながら共生する社会の実現に資する。】(新)

## 定義（2条）

発達障害者とは、発達障害(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害)がある者であって、発達障害及び【社会的障壁により】(新)日常生活または社会生活に制限を受けるもの

## 国民・事業主等

- 国民は、【個々の発達障害の特性】(新)等に対する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努める。(国民の責務 4条)
- 【事業主は、発達障害者の能力を正當に評価し、適切な雇用機会の確保、個々の発達障害者の特性に応じた雇用管理を行うことにより雇用の安定を図るよう努める。】(新) (就労の支援 10条)
- 大学及び高等専門学校は、【個々の発達障害者の特性】(新)に応じ、適切な教育上の配慮をする。(教育 8条)

## 発達障害者支援法の改正内容の概要(2)

### 国及び地方公共団体

関係条項	改正の概要	国	都道府県	市町村
責務(3条)	【相談体制の整備】(新)を新設	○	○	○
	関係機関間の協力部局の例示に【警察】(新)を追加	○	○	○
児童の発達障害の早期発見等(5条)	発達障害の疑いのある児童の【保護者への情報提供、助言】(新)を追加			○
教育(8条)	本条の対象に含める十八歳以上の発達障害児に、【専修学校の高等課程】(新)に在学する者を追加	○	○	○
	【年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた】(新)十分な教育を受けられるようにするため、必要な措置として、【他の児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、】(新)適切な教育的支援を行うこと、【個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進】(新)、【いじめの防止等のための対策の推進】(新)を規定	○	○	○
情報の共有の促進(9条の2)	【個人情報の保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報の共有を促進】(新)を新設	○	○	○
就労の支援(10条)	就労支援の主体として【国】(新)を追加し、内容に【就労定着のための支援】(新)を追加	○	○	
地域での生活支援(11条)	地域での生活支援の視点として【性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて】(新)を追加			○
権利利益の擁護(12条)	権利利益の擁護支援の内容に、【差別の解消、いじめ・虐待の防止、成年後見制度が適切に行われ広く利用されるようにすること】(新)を追加	○	○	○
司法手続における配慮(12条の2)	【個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮】(新)を新設	○	○	○
発達障害者の家族等への支援(13条)	家族への支援(家族の監護の支援)の対象に【その他の関係者】(新)を追加し、支援の内容に【適切な対応をすること等のため】(新)【情報の提供】(新)や【家族が互いに支え合うための活動の支援】(新)を追加		○	○
発達障害者支援センター等(14条)	発達障害者支援センターの設置について【当事者や家族が身近な場所で支援を受けられるように適切な配慮をする】(新)を追加		○	
発達障害者支援地域協議会(19条の2)	都道府県が置くことができる協議会として【発達障害者支援地域協議会】(新)を新設		○	
国民に対する普及及び啓発(21条)	普及、啓発の内容として【個々の発達障害の特性】(新)を追加し、その方法として【学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて】(新)を追加	○	○	○
専門的知識を有する人材の確保等(23条)	対象者に【労働、捜査及び裁判に関する業務従事者】(新)を追加し、研修等の目的に【個々の発達障害の特性に関する理解】(新)を追加	○	○	○
調査研究(24条)	考慮事項に【性別、年齢その他の事情】(新)を追加し、調査研究の内容として、【個々の】(新)発達障害の原因の究明等を追加	○		

※(新)は、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」による主な改正事項

# 発達障がい者支援施策検討の場について

平成17年

大阪市発達障がい者支援体制整備委員会

・発達障害者支援法に基づき、各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、関係機関の協力体制を強化し、総合的な支援体制を構築

平成20年

大阪市発達障がい者企画・推進委員会

・平成20年度に改組  
・ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備するための体制や施策の検討  
・国モデル事業の検討・検証

平成25年

大阪市障がい者施策推進協議会

・条例に基づく「市長その他執行機関の付属機関」  
・大阪市障害者施策推進協議会条例  
協議会は必要に応じて部会を置くことができる。

障がい者計画策定・推進部会

地域自立支援協議部会

発達障がい者支援部会

・当事者及び家族、学識経験者及び福祉、教育、保健、労働、医療等の関係機関で構成。  
・発達障がい者の各ライフステージに対応する一貫した支援体制の検討。  
・発達障がい者に係る先駆的な支援の取組みの評価、とりまとめを行い、発達障がい者の成長段階に応じた支援手法の開発を図る。

・発達障がい者支援施策を障がい者施策に反映できるよう、専門部会に位置付け

(改正発達障害者支援法第19条の2に規定する)  
発達障がい者支援地域協議会

## 【参考】

改正発達障害者支援法(抜粋)

第19条の2 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者(次項において「関係者等」という。)により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。

2 前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。